

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	費用の適正化
現状と課題	
<p>国の介護給付適正化計画に関する指針に基づき、長崎県と一体となって、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検及び介護給付費の通知などの取り組みを実施し、介護給付の適正化を推進する必要がある。</p>	
第8期における具体的な取組	
<p>介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具貸与等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知</p>	
目標（事業内容、指標等）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定適正化 ・ ケアプランの点検 ・ 住宅改修・福祉用具貸与等の点検 ・ 縦覧点検・医療情報との突合 ・ 介護給付費の通知 	<p>H30：100%、R1：100%、R2：100%、R3：100%</p> <p>H30：1/3、R1：1/3、R2：1/3、R3：1/3</p> <p>H30：1%、R1：1%、R2：0%、R3：1%</p> <p>H30：100%、R1：100%、R2：100%、R3：100%</p> <p>H30：100%、R1：100%、R2：100%、R3：100%</p>
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な認定調査に基づく資料による認定審査会の実施。 ・ ケアプランの点検の実施。 ・ 住宅改修・福祉用具貸与等の現地調査を日常生活圏域ごとに実施。 ・ 長崎県国民健康保険団体連合会へ委託し、送付される抽出情報の点検。 ・ 介護給付費の通知を年に2回対象者に送付。 	